

姫路市人権教育及び啓発実施計画改定支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和6年4月

姫 路 市

1 募集の概要

本要領は、姫路市人権教育及び啓発実施計画改定支援業務（以下、「本業務」）を委託するに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制及び実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「各種調査計測」の業種及び「調査、研究、企画」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (5) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 組合とその組合員

- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合
- (9) 平成31年4月1日以後に完了した、地方公共団体が発注した人権施策の総合的な指針を策定する業務の履行実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市市民局人権推進部人権啓発課（以下、人権啓発課という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2376

FAX (079) 221-2334

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年(2024年)4月11日から 令和6年(2024年)5月31日まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	人権啓発課

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年4月11日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年4月25日正午まで
3	参加資格確認結果の通知書発送	令和6年4月26日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年5月7日から 令和6年5月10日午後4時まで
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年5月14日午後1時以降
6	提案資料提出書類の受付期限	令和6年5月27日午後4時まで
7	契約候補者の特定	令和6年5月29日
8	契約候補者の通知	令和6年5月30日
9	審査結果の公表	令和6年5月31日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式第1号)
- (イ) 関連企業申告書(様式第2号)
- (ウ) 業務実績調書(様式第3号)
- (エ) 姫路市税の納税証明書(一般競争入札参加用)(公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。)

(オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたものの原本）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年（2024年）4月11日から 令和6年（2024年）4月25日まで
閲覧の場所	人権啓発課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026695.html ））

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

持参により提出する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

オ 提出場所

人権啓発課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年4月23日午前9時から同年4月25日正午まで

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年4月26日中に電子メールにて参加資格確認通知書を送付する。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和6年5月10日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意とする。）により、人権啓発課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会は行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質問書（様式第4号）

イ 提出方法

質問書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は

名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 質問書の提出先（送信アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式は Microsoft Excel とする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

jinkenkeihatu@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年5月10日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 令和6年5月14日午後1時以後に、全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類を、電子メールで全ての参加者に送付する。

イ 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

ウ 質問が提案資料の評価に関する内容である場合は、回答しないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答しない。

エ 質問者名は、公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類

提出書類名	提出上の注意
提案書 (様式第5号、様式第5-1号から様式第5-9号)	書式はA4版縦向き、カラー印刷とし、枚数は各様式に記載のとおりとする。業務実施方針、業務実施体制、業務計画等を記載すること。
受託希望金額見積書（様式第6号）	当該業務に必要な全ての経費を見積もること。

(2) 提出部数

原本1部、副本7部（副本には押印を要しない。1部ずつまとめること。要求水準に関する誓約書と受託希望金額見積書の提出は、原本1部とする。）

(3) 提出期間等

令和6年5月23日午前9時から同月27日午後4時までに人権啓発課まで提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(5) その他

ア 提出書類（副本）には提案書を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は、一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄におい

ては、この限りではない。

イ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する
場合がある。

ウ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に
総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市人権教育及び啓発実施計画改定支援業務委託選定審査委
員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提
案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高
い者がなお2者以上ある場合は、受託希望金額の最も低い者を契約候補者とする。受託
希望金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契
約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点
業 務 経 歴	企業の業務実績	平成31年4月1日以後に他都市において、同様の計画実績があるか。（1計画当たり、都道府県・政令市を3点、中核市・特別区を2点、それ以外の市を1点とし、記載は5計画までとする。）	5点
提 案 内 容	(1) 業務実施方針	・本業務の課題及び課題解決等についての認識が妥当か。 ・国の人権教育・啓発に関する基本計画、兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針を踏まえ、業務内容を正しく理解しているか。 ・姫路市人権教育及び啓発実施計画等を踏まえ、業務内容を正しく理解しているか。	10点
	(2) 業務実施体制	・要求水準書を踏まえた上で、効果的な人員配置体制（審議会への参加も必要）となっているか。	15点
	(3) 業務計画	・要求水準書を踏まえた上で、効果的なスケジュール設定となっているか。	10点
	(4) 評価テーマ① 幅広い人権課題に関する提案	・最近の社会情勢を踏まえた人権課題の動向についての認識及び提案が妥当であるか。	10点

提案内容 続き	(5) 評価テーマ② 他都市事例に関する検討方法	・人権に関する他都市の事例を参考に、姫路市の施策に反映させる検討方法は妥当であるか。	10点
	(6) 評価テーマ③ 新たな人権課題に関する提案	・新たな人権課題としての遺伝子差別（新規項目予定）に関し、ゲノム医療推進法に基づき、保健所設置自治体である姫路市が取り組むべき施策に関する考察及び提案が妥当であるか。	10点
	(7) 評価テーマ④ 人権に関する配慮事項	・人権に関する配慮は十分であるか。 (標記・表現・文言に対する配慮、色彩等による視覚弱者への配慮等)	10点
	(8) 評価テーマ⑤ レイアウトや挿絵等読者を意識した配慮方法	・親しみやすい表紙や挿絵、分かりやすい編集への配慮は十分であるか。	10点
合計			90点

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 受託希望金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式6に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、受託希望金額に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数（小数点以下三位を四捨五入する。）とする。

$$10 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{全提案中最低の受託希望金額}}{\text{提案者が示す受託希望金額}} \right)$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点（小数点第三位を四捨五入する。）と受託希望金額に関する評価点の合計により算出する。（満点100点）

(3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

1 0 選定結果の通知

- (1) 選定の結果は、結果のいかんにかかわらず、速やかに各社宛てに書面で通知するほか、契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年5月31日を日途に、本市ホームページに掲載する。
- (2) 審査の経緯については、一切公表しない。
また、審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。
- (3) 契約候補者は、令和6年6月4日午後4時までに、本件業務の見積書を人権啓発課に提出すること。提出方法は、郵送又は持参とする。
なお、郵送の場合は、上記日時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

1 1 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、第9項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1 2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により人権啓発課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者

- (4) 提案手続において姫路市公告第140号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ず無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。

1.7 問合せ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市市民局 人権推進部 人権啓発課

電話 (079) 221-2376 FAX (079) 221-2334

e-mail: jinkenkeihatu@city.himeji.lg.jp